

個人情報ファイル簿（単票）

【課税課・市民税係】

個人情報ファイルの名称	富津市法人住民税システム	
行政機関等の名称	富津市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課	
個人情報ファイルの利用目的	法人住民税の賦課に関する事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所	
記録範囲	法人住民税の課税対象となる法人の代表者（申告により非課税となる法人の代表者を含む）、納税管理人、税理士	
記録情報の収集方法	本人、法人、課税資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	〔外部提供〕 他の自治体の税務関連部署、税務署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 富津市総務部総務課	
	（所在地） 〒293-8506 富津市下飯野 2443 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び富津市税条例(昭和 46 年条例第 35 号)に基づく手続き	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル □有 □無	□本人の数 1,000 人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日